

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年7月7日(水)10時00分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、榊見主任安全審査官、

真田安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年6月4日付けで申請があった大洗研究所(北地区)における核燃料物質使用変更許可申請に関し、令和3年6月24日に行った面談での原子力規制庁からの指摘について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○燃料研究棟において、グローブボックス内での核燃料物質の最大取扱量を増やすことに伴い変更する安全上重要な施設の有無に係る評価及び設計評価事故の評価について、大洗研究所(北地区)で使用している最新の気象データを用いて評価すること。

○燃料研究棟において、追加して設置する保管廃棄施設(112号室)を含め、保管廃棄施設について、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第24条の規定への適合性が確認できるように、十分な保管容量を有すること、冷却のための設備を要しないこと、並びに鉄筋コンクリートの壁、鋼製扉だけでなく、床及び天井によっても外部との区画を行うことについて説明すること。

○安全管理棟の校正準備室及び計測室の削除に際して、当該室で使用していた核燃料物質が既に撤去されていることを説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について 御質問への回答(燃料研究棟)
- ・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用変更許可申請に係る安全管理棟の使用施設の設備撤去の概要について